

## 第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例

---

### 1. 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い

---

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、国際出願日にされた特許出願あるいは実用新案登録出願とみなされる。

これらからの意匠登録出願への変更は、もとの出願が日本語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、出願人の氏名・住所、発明者（考案者）の氏名・住所、国際出願日等を記載した書面の提出をし、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができず、また外国語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、前記書面及び明細書、請求の範囲の日本語による翻訳文を提出し、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができない。